

## ○厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、

### 休暇等に関する条例

(平成16年4月1日  
条例第5号)

改正	平成18年4月1日 条例第5号	令和4年3月29日 条例第2号
	平成21年4月1日 条例第3号	令和5年3月30日 条例第5号
	平成22年4月1日 条例第3号	
	平成22年6月30日 条例第4号	

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

**第2条** 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(正規の勤務時間)

**第3条** 前条の規定による勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、規則の定めるところにより、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

3 正規の勤務時間とは、前2項の規定により割り振られた勤務時間をいう。

(週休日)

**第4条** 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日について別に定めることができる。

（休憩時間）

**第5条** 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ当該勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

**第6条** 削除

（休日）

**第7条** 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休暇の種類）

**第8条** 職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、有給休暇の種類は次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 療養休暇
- (3) 特別休暇

- 2 無給休暇は、介護休暇及び組合休暇とする。

（年次休暇）

**第9条** 職員は、1年度につき20日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で、任命権者が定める日数）を超えない範囲内において規則で定めるところにより、年次休暇を受けることができる。

- 2 年次休暇は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

- 3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合において

は、他の時季にこれを与えることができる。

（療養休暇）

**第10条** 職員は、負傷又は病気により療養を要する場合には、規則の定めるところにより、療養休暇を受けることができる。

（特別休暇）

**第11条** 職員は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合には、規則の定めるところにより、特別休暇を受けることができる。

（介護休暇）

**第12条** 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

（組合休暇）

**第13条** 組合休暇は、職員が任命権者の許可を受けて登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1年度につき30日を超えて与えることはできない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

**第14条** 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

**第15条** 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。

以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（週休日の振替等）

**第16条** 任命権者は、職員に第4条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤

務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休日の代休日）

**第17条** 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第1項若しくは第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（次条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（時間外勤務代休時間）

**第17条の2** 任命権者は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第4条及び第16条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員で、その60時間を超えて勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給されるものに対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（前条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（委任）

**第18条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年4月1日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年4月1日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年6月30日条例第4号）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とする改正後の第15条第2項又は第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

**附 則**（令和4年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年3月30日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。